

## 函館市しごと相談コーナーおよび函館市就労支援コーナー運営協議会設置要綱

### 1 目的

函館市と厚生労働省北海道労働局は「求職者に対するワンストップサービス事業を実施するための協定」（以下「協定」という。）に基づき、事業を円滑に実施するため「函館市しごと相談コーナーおよび函館市就労支援コーナー運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 構成員

協議会の構成員は協定第3条第2項の規定により次のとおりとする。ただし、構成員が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に参加させ、報告させ、または意見を述べさせることができる。

#### (1) 函館市

- ・ 経済部長
- ・ 経済部次長
- ・ 経済部雇用労政課長
- ・ 福祉事務所長
- ・ 福祉事務所生活支援総務課長
- ・ 福祉事務所亀田福祉課長

#### (2) 厚生労働省北海道労働局

- ・ 職業安定部長
- ・ 函館公共職業安定所長
- ・ 函館公共職業安定所職業相談部長

### 3 会長

(1) 協議会の会長は協定第3条第3項の規定により函館市経済部長とする。

(2) 会長は協議会の議事を統括する。会長が都合により協議会に出席できない場合、その他協議会の議事を統括できない場合は、会長があらかじめ指名した協議会構成員がこれを代理する。

### 4 幹事会

本協議会の効率化を図るため、実務者レベルの幹事会を設置する。  
幹事会構成員は次のとおりとする。

#### (1) 函館市

- ・ 経済部雇用労政課長
- ・ 経済部雇用労政課主査
- ・ 福祉事務所生活支援総務課長

- ・福祉事務所生活支援総務課主査
  - ・福祉事務所亀田福祉課長
  - ・福祉事務所亀田福祉課主査
- (2) 厚生労働省北海道労働局
- ・職業安定部職業安定課長補佐
  - ・職業安定部訓練室長補佐
  - ・函館公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官

## 5 協議事項

協議会における協議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画および事業報告の審議
- (2) 「函館市しごと相談コーナー」および「函館市就労支援コーナー」の運営に関する重大事項および協定の改正・廃止
- (3) 函館市もしくは厚生労働省北海道労働局からの要請事項
- (4) その他

## 6 協議会の開催

協議会は毎年度1回以上開催する。

## 7 秘密保持義務

協議会構成員および幹事会構成員は、職務上知り得た情報等について秘密保持義務を負う。

## 8 事務局

本協議会の庶務は、協議会構成員および幹事会構成員の協力を得て、函館市経済部雇用労政課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。